

総社市公民館運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

総社市教育委員会規則第6号

総社市公民館運営規則の一部を改正する規則

総社市公民館運営規則（平成17年総社市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
(職務) 第4条 略 第5条 略 2 略	(職務及び任期等) 第4条 略 第5条 略 2 略 <u>3 分館長及び分館主事の任期は2年とし、補欠の分館長及び分館主事の任期は、前任者の残任期間とする。</u>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。